

# 「何人も」請求できる無効審判の諸問題



保坂 延寿

## 目次

1. 序
2. 「何人も」の趣旨
3. 特許権者が直面する問題
  - 3-1 権利主張時の特許無効リスク
  - 3-2 不爭条項の空文化
  - 3-3 3. のまとめ
4. ダミーの無効審判請求人が直面する問題
  - 4-1 口頭審理への対応
  - 4-2 審決取消訴訟の口頭弁論への対応
  - 4-3 審決取消訴訟の原告適格
  - 4-4 4. のまとめ
5. 無効審判請求人の問題解決策
  - 5-1 情報提供制度の活用
  - 5-2 弁理士名による無効審判請求
6. 特許権者による無効審判請求について
 

.....
1. 序

平成15年通常国会に提出された特許法等の一部を改正する法律案によれば、特許異議申立て制度が廃止され、同時に特許無効審判制度が改正されて「何人も」特許無効審判を請求できるようになる。

本稿は、この「何人も」の3文字に的を絞って、特に「ダミー」による無効審判請求について考察を行うものである。本稿執筆時点では未だ改正法案が成立していないが、原案どおり成立した場合を前提に、現時点で予想し得る範囲で考えられることを述べてみたい。

## 2. 「何人も」の趣旨

現行の特許異議申立ては「何人も」することができる（特許法113条）。従って、利害関係を有しない者、特にダミーによる特許異議申立ても可能であり、実際、ダミーによる申立てが頻繁に行われている<sup>(1)</sup>。

一方、特許無効審判制度は、瑕疵ある特許を消滅させる制度である点で特許異議申立て制度と同じであるが、請求人適格が利害関係人に制限される（東京高裁S45.2.25判決、昭和44（行ケ）81号）など、特許異議

申立て制度とは幾つかの相違がある。

これら特許異議申立て制度と無効審判制度の並存については、紛争の一回的解決を妨げている等の問題が指摘され、昨年来、各方面から、両制度を一本化させようという提言がなされてきた。例えば「産業競争力と知的財産を考える研究会」報告書27頁は、『特許異議申立てと無効審判の2制度の要素を取り入れた新たな審判制度へと合理化』することを提言している。

「産業構造審議会知的財産政策部会紛争処理小委員会」（以下「紛争処理小委員会」という）も同様の結論を出し、『統合・一本化された制度が対世的に効力を有する特許の有効性を争う手続であること、現行異議申立てに対する要請を包摂すべき手続とすることが適切であること等』を勘案し『何人にも請求人適格を認めることとするのが適切』である旨を答申した（紛争処理小委員会報告書29頁）。

今般の改正法案はこのような流れの中で起草されたものであるし、現に法案にも「何人も」無効審判を請求できると明記されている（特許法123条）。このことから、改正後の無効審判制度において、ダミーによる審判請求が可能なのは明らかである。

さて、紛争処理小委員会報告書にも見られるように、改正後の無効審判制度は、現行の特許異議申立て制度と無効審判制度を統合・一本化したものとして捉えられている。しかし、実務者の視点からみると、単に制度の並存を解消してスッキリしただけのように捉えるのは危険である。ダミーによる無効審判請求が可能になることで、特許権者も審判請求人も、現行制度では考えもしなかった問題に直面することになる。

## 3. 特許権者が直面する問題

今般の改正法案で「何人も」無効審判を請求可能とすることにあたって、審判請求のできる時期は、現行の無効審判制度と同様に無制限とされている。よってダ

ミーによる無効審判は、いつでも請求することができる。そうすると、現行制度では無効審判を請求しづらい立場にいた者も、改正後は、ダミーでいつでも無効審判を請求できるようになる。

### 3-1 権利主張時の特許無効リスク

現行制度において、例えば特許権者から特許権侵害の指摘を受けた侵害者としては、その実施を続けたい場合には、当該特許に対する無効審判を請求しづらいものである。大抵そういう時には特許異議申立の期間が終わっているし、無効審判は自社名でしか請求できない。自社名での無効審判が請求棄却になるとその後のライセンス交渉がやりにくいので、侵害者としては初めからライセンス料を支払って平和的に解決してもらった方が得策な場合が多い。

特許権者としても、無効審判も請求されず侵害訴訟も提起せずに済むのであれば、それらのリスクやコストを負担せずに済むから、そうなる前にライセンスを与えて平和的に解決した方が得策な場合も多い。

しかし、今般の改正法案によりダミーでいつでも無効審判を請求できるようになると、話が違ってくる。たとえ特許権者がライセンスを与えて平和的に解決しようと思っけていても、侵害者は、それに素直に従う振りをしながら、同時にダミーで無効審判を請求するという二枚舌が使えるようになってしまう。そのため特許権者は、ライセンスの意図があるか否かに関わらず、特許権を主張しようとするれば直ちに特許無効のリスクに晒される。なお、かかる状況では、特許権者にとっては侵害者にライセンスを与えるインセンティブが減殺されるので、実施を続けたい侵害者にとっても深刻な問題になる可能性がある。

### 3-2 不争条項の空文化

ダミーによる無効審判請求がいつでも可能になることは、ライセンス契約における不争条項にも大きな影響がある。

ここでいう不争条項は、特許の有効性を争った場合の契約解除規定、すなわち“ライセンシーが対象特許の有効性を争った場合にはライセンサーが当該ライセンス契約を解除できる”旨の条項を指すものとする。この条項は、公正取引委員会の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」では、いわ

ゆる白条項とされており、特許権の正当な行使の範囲内と認められるべきものである<sup>(2)</sup>。

現行制度では、特許異議申立の期間が終わった後は、自社名を用いない限り特許の有効性を争うことができない。従ってライセンシーは、無効理由を握っていても確実に特許無効にできるのでなければ、契約解除のリスクを負ってまで有効性を争うことは避けていた。不争条項が十分に機能していたのである。

しかし、改正法の施行後は、ダミーでいつでも無効審判を請求できるから、ライセンシーも対象特許に対してダミーで無効審判を請求する可能性がある。特許権者には誰が裏で糸を引いているのかわからないから、不争条項による解除権は絵に描いた餅になってしまう。これが不争条項の空文化である。

特に注意すべき点は、この問題が、既に締結されたすべての特許ライセンス契約における不争条項に影響し得ることである。国内の特許ライセンス件数は、現在80万件もある（特許庁「平成14年知的財産活動調査」結果の概要22頁）。無効理由を握っていたライセンシーが一斉にダミーで無効審判を請求する事態となっても不思議ではない。

### 3-3 3. のまとめ

こうしてみると、ダミーによる無効審判請求がいつでも可能になることは権利の安定を害し、特許権者にとって不利益が大き過ぎると思える。

しかし、そもそも特許たるものは、法定の特許要件を備えるが故に保護されるべきものである。無効とすべき特許が有効に存在して十数年も他社を拘束することは、必ずしも好ましいこととは言えない。

紛争処理小委員会では、無効審判を「何人も」請求できる期間を特許後の一定期間内に限定し、その後は「利害関係人」のみ請求可能とする案も検討されたようである。この案ならば上記3-1又は3-2のような問題を生じることはないので、実は筆者もこの案を密かに支持していたのであるが、結局は採用されなかった<sup>(3)</sup>。今の筆者としては、何人も請求できる期間を無制限とする改正法案に反対するのではなく、まずはこの改正法案に則って、その運用を実際に見てみたいと思う。その上で、やはり不都合があるようなら、上記の案を再提案したいと考えている。

#### 4. ダミーの無効審判請求人が直面する問題

上記3では特許権者にとって不利と思われる点を中心に述べたが、ダミーによる無効審判の請求人も決して楽ではない。ダミーによる無効審判請求それ自体は可能であるとしても、その行く手には様々な問題が待ち受けているのである。

##### 4-1 口頭審理への対応

現行の特許異議申立て制度は書面審理が原則である（特許法117条）のに対し、無効審判制度においては口頭審理が原則である（特許法145条）。特に最近、審理迅速化のために無効審判で口頭審理を行う例が増えてきている。

では、改正後の制度において、ダミーで無効審判を請求した場合はどうなるだろうか。特に、自社名が推測されないように、自社とまったく無関係の第三者（技術にも法律にも疎いことが多いし、むしろそういう人の名前を使った方が自社名を推測されにくい）の名前で請求した場合はどうだろうか。

名前を借りただけの個人をして口頭審理に出してもらうわけにはいかないし、ここでいきなり弁理士などが受任して顔を出すなら初めからダミーを使う意味が無い<sup>(4)</sup>。あくまでダミーで通すならば、審判長に書面審理をお願いするしかない。

しかし、もともと審判請求人に口頭審理を拒否する権限は無い。しかも審判長は、審判請求人が口頭審理に出頭しなくても手続を進行できるのである（特許法152条）。

このように無効審判が口頭審理とされるかどうかは審判長の裁量に属するが、今後の運用上、口頭審理はどのように位置づけられていくだろうか。

書面審理の欠点として、答弁・弁駁、或いは再答弁・再弁駁という書面の往復に逐一指定期間を与えることによる審理の長期化が挙げられている。例えば、指定期間を60日とし、提出された各書面を特許庁で審理等するのを30日（？）で済ませるとしても、1往復で半年延びる計算になる。

更に、現行制度では無効理由の要旨変更補正ができないのに対し、改正法の施行後は、無効理由の補正というファクターが加わる。すなわち、特許権者が訂正請求した等の場合であって「審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らか」であるときは、審判請求人による無効理由の補正が許可される（特許法131条

の2）。無効理由の補正を許可するときは特許権者に答弁及び訂正請求の機会が与えられる（特許法134条、同134条の2）。訂正請求書の副本は審判請求人に送達されるので、上記の要件を再び満たす限り、また無効理由の補正が許可される。

このような手続を書面審理で延々とやっていたら、審理迅速化は到底覚束ないと思われる。訂正案の提示と無効理由の補正を出し尽くさせ、必要以上の書面の往復を避けるためにも、口頭審理の必要性は改正法下で一層増すものと予想されるのである。

従って、無効審判では、口頭審理に対応できなければ審判請求人として十分な主張ができない可能性がある。これが審判請求人の直面する第1の問題である。

ところで、ダミーだからという理由で書面審理を希望する審判請求人が、無効理由を補正する場合、「審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らか」と言えるだろうか？ 口頭審理なら不要なはずの書面の往復が無効理由の補正によって必要になるとすれば、上記の「明らか」ではないとされ、無効理由の補正が不許可となることもあり得るのではないだろうか。だとすれば、ダミーの審判請求人は、仮に口頭審理を免れることができて、新制度を有効活用する機会を十分に与えてもらえない可能性さえあることになる。

##### 4-2 審決取消訴訟の口頭弁論への対応

話は変わり、ダミーによる無効審判において首尾よく無効審決を勝ち取ったと仮定する。特許権者が無効審決に不服なら、審決取消訴訟が提起されるであろう。その場合には、審判請求人が被告となる（特許法179条）。ここでは審判請求人がダミーであるから、当該ダミーが被告となる。

ここで直面する第2の問題は、訴訟では当事者が口頭弁論をしなければならないことである（民事訴訟法87条）。被告となったダミーの審判請求人が口頭弁論期日に出頭しない場合には、被告は自らの主張立証をすることができないのである。例外として、第1回期日までに提出した答弁書その他の準備書面に記載した事項は陳述したとみなされるが（民事訴訟法158条）、そのチャンスを逃すと、逆に相手方の主張した事実を自白したとみなされるという不利益もある（民事訴訟法159条3項）。

当事者のなした主張立証をもとに事実を認定し、法

的判断を下すことは裁判所の権限であるが、被告としても自ら積極的な主張をしない限り、納得のいく判断を得ることは難しい。今般の改正法案によれば、特許庁が法律の適用等についての意見を陳述できるようになるが（特許法180条の2）、この規定でダミーの無効審判請求人を救えるかどうかは疑問である。

また、仮に被告が出頭するとしても、あくまでダミーで通すならば、十分な訴訟活動は期待できないと思われる。

ダミーによる無効審判請求でせっかく特許を無効とする審決が出ても、審決取消訴訟で覆されてしまっは元の木阿弥である。

現行の特許異議申立て制度では、異議申立人が取消決定を勝ち取れば、これに対する取消訴訟は特許庁長官が被告となっていた。おかげでダミーの異議申立人は被告とならずに済んでいたのであるが、特許無効審判制度では、そうはいかないのである。

#### 4-3 審決取消訴訟の原告適格

次に、ダミーによる特許無効審判において請求棄却の審決を受けた場合に直面する、第3の問題について述べる。

行政事件訴訟法9条は、処分の取消訴訟は「当該処分の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者」に限り、提起することができる」と規定する。この規定は特許無効審判の審決取消訴訟にも適用される。

では、無効審判を請求し棄却審決を受けた者がダミーである場合はどうか。残念ながら、審決取消訴訟の原告適格は認められないのではないだろうか。無効審判を請求するに際し利害関係の認められないダミーは、無効審判の請求棄却審決を取り消す法律上の利益も無いと考えられるからである<sup>(5)</sup>。

ところで、現行の特許異議申立て制度においては、ダミーであるか否かを問わず維持決定に対する不服申し立ては一切できなかった（特許法114条）。このことから、ダミーの無効審判請求人が審決取消訴訟を提起できないとしても、それは現行の特許異議申立て制度と変わらないのでは、と思われるかも知れない。

しかし、無効審判が特許異議申立と異なる点として、一事不再理の適用（特許法167条）があることを忘れてはならない。すなわち、現行制度では、ダミーによる特許異議申立が維持決定に終わったとしても、同一

事実及び同一証拠で無効審判を（利害関係を有する企業名で行わざるを得ないが）請求する途が理論上残っていたのであるが、改正後はそうはいかない。ダミーによる無効審判につき請求棄却の審決が一度確定したら、何人も、同一事実及び同一証拠で無効審判を請求することができなくなるのである<sup>(6)</sup>。

もともと「紛争の一回的解決」が特許異議申立て制度の廃止理由の1つであるから、無効審判の蒸し返しができないのは当然とも言える。しかし、ダミーの無効審判請求人は、そもそも審判手続きにおいて口頭審理ができないというハンディ（上記4-1）を負っている。そのような無効審判での一発勝負に賭けるしかない（請求棄却の審決を受けた場合に、取消訴訟も提起できず、再度の無効審判も請求できない）となれば、ダミーによる無効審判請求は、かなりのリスクを伴うものと言わざるを得ない。

#### 4-4 4. のまとめ

以上述べたように、ダミーによる無効審判請求それ自体は可能であるが、實際上様々な問題に直面する。後述の5-2のような対策は可能であるとしても、今まで特許異議申立において広く行われてきた「ダミー」を、そのまま改正後の無効審判に適用することは不可能であると考えられる。

### 5. 無効審判請求人の問題解決策

#### 5-1 情報提供制度の活用

ダミーで他社特許を排除できる制度はもう1つある。特許付与前の情報提供制度（特許法施行規則13条の2）である。情報提供は「何人も」することができるし、口頭審理も一事不再理も無い。

情報提供制度は、特許異議申立て制度に比べれば、今まであまり利用されてこなかったようである。その原因は、情報提供者に対する審査結果のフィードバックがあまりにも貧弱であること、出願人の応答に対する意見申立ての機会が与えられないことなどにあるものと思われる。

しかし、今後はそう言ってばかりもいられない。審査結果のフィードバックが足りなければ、定期的に包袋をとるしかない。意見申立ての機会が与えられないのなら、審査の進展に応じて自ら積極的に追加資料を提出していくべきである。自社名を出さず他社特許

を排除したいと考える企業にとって、情報提供制度は「最初で最後の砦」にもなり得るものであるから、情報提供制度を有効活用して瑕疵ある特許の成立を防止できるよう、最善を尽くして行く必要がある。

もう一つ強調すべきことは、この情報提供はまさに**今から始めなければならない点**である。改正法の施行は来年だからとってのんびりすることはできない。なぜなら、改正法の施行後に特許掲載公報が発行される（特許異議申立ができない<sup>(7)</sup>）ものは、今まさに審査係属中の特許出願である可能性が高いからである。現在審査係属中の他社出願につき、将来問題となりそうなものがあれば、今すぐに情報提供を始めないと来年には間に合わない。

## 5-2 弁理士名による無効審判請求

上記4-1及び4-2の問題ーダミーでは口頭審理や口頭弁論に対応できないーは、弁理士のような専門家自身が無効審判請求人になることによってクリアできると考えられる<sup>(8)</sup>。

この場合に克服しなければならない問題点は、弁理士名から真の依頼者が推測されるようでは、弁理士名で無効審判を請求する意味が無いことである。

我々弁理士は、特定の依頼者と信頼関係を結びつつ出願、審判、訴訟など一連の業務につき依頼を受けるのが普通であるし、後で利益相反（弁理士法31条）などの問題が生じることを予防するため、いわゆる一業種一社、又はそれに近い受任形態を取ることも多い。従って多くの弁理士は、依頼者のライバル企業の特許に対して弁理士名で無効審判を請求すれば、ほぼその依頼者を推測されてしまう場合が多いと思われる。

逆に普段付き合いのない依頼者（？）のために弁理士名で無効審判を請求すれば、依頼者を推測されることは避けられるが、同じ依頼者から何件も依頼を受けているうちに、やがては弁理士名から依頼者を推測できる状態になってしまう可能性がある。今まで弁理士名による特許異議申立があまりなされておらず、ダミーが使われていたのはそのためであると思われる。

従って、依頼者の特定を避けることを目的として弁理士名で無効審判請求をするためには、当該依頼者から連続して何件も依頼を受けるわけにはいかないし、当該依頼者からは出願依頼さえ受けられないことを覚悟しなければならない（出願は弁理士業務の柱であり

多くの特許事務所にとって収益の柱であるにも拘らず、である)。しかも、依頼者が特定されないように数多くの依頼者を渡り歩くようなやり方では、依頼者との信頼関係を醸成することは困難であるし、やがて利益相反の問題を生じる可能性もある。

このように、弁理士名による無効審判請求も容易ではない。また、上記4-3で述べた審決取消訴訟の原告適格の問題もクリアできない<sup>(9)</sup>。

そうは言っても、年間4000～6000件の特許異議申立のうち約半数がダミーによる申立である現状を考えると<sup>(10)</sup>、ダミーによる特許異議申立のニーズが、突如来年消えて無くなるとは思えない。却って上記3.の侵害者又はライセンサーによる無効審判請求の可能性を考えると、むしろダミーのニーズが増大することも考えられる。このニーズを来年以降、何らかの手段で吸収していかななくてはならないのである。そのためには、毎回異なる依頼者に頼まれる「必殺仕事人」みたいな(?)弁理士の出現が、必要なのではないだろうか。

## 6. 特許権者による無効審判請求について

最後に、特許権者による無効審判請求についても触れておきたい。

特許権者による無効審判請求といっても、請求人と被請求人が同一人になるわけにはいかないから、請求人としてはダミーが使われることになる。特許権者が自らの特許に対しダミーで無効審判を請求する目的は、他人から別件の無効審判（ダミーに限らない）が請求された後において、訂正請求の機会を自在に確保することにある。

現行制度では、上記のような別件の無効審判の係属中は、訂正審判を請求することができないし、訂正請求の機会も限られている。更に今般の改正法案では、無効審決後その確定までの期間においても、訂正審判を請求できる機会が制限される（特許法126条）。

しかしながら、このように訂正審判及び訂正請求の機会が制限される制度においても、特許権者がダミーにより無効審判を請求すれば、答弁書提出期間が与えられ訂正請求の機会を確保することができてしまう。特許権者の息がかかったダミーの無効審判請求人が、この訂正請求に反論するはずもないので、当該ダミーによる無効審判の請求棄却審決が早期に確定する可能性があり、そうなれば上記訂正が確定してしまう。

こんなことが可能になるとすれば、キャッチボール現象による審理の無駄をなくすために訂正審判の請求時期を制限する今般の改正法案の趣旨が、まったく生かされなくなってしまう。このような特許権者の脱法的行為に対しては、何らかの対策が必要と思われる。

特許権者のダミーによる無効審判に対しては、上記別件の無効審判の請求人は、利害関係の有無に関わらず請求人として参加することができる（特許法148条1項）。これにより特許権者のダミーとは独立の立場で審判手続に関与し、上記訂正請求に対して反論することができるので、訂正請求のやり放題という事態は防止できるものと思われる。

#### 注

(1) ここで「ダミー」による申立とは、ある他社特許を潰したいと考える会社が、自社名を隠して第三者（ダミー）の名前を使い、特許異議申立を行うことを意味する。

このようなダミーによる特許異議申立の必要性については論を俟たないであろう。例えば、(a) 自社製品が他社特許を侵害している可能性があるので当該他社特許を潰したいが、自社名を明らかにすると自社製品に目をつけられてしまう、(b) 特許権者とは既に取引関係やライセンス契約などがあり、或いは今後（特許異議申立が成功しなかった場合など）ライセンス交渉をする必要があるので、正面切って喧嘩を売るのは避けたい、など、種々の事情がダミーによる特許異議申立を不可避のものにしている。

(2) ライセンシーが対象特許の有効性について争わない義務（不爭義務）を課すことは、一定の場合に不公正な取引方法（拘束条件付取引）に該当する、いわゆる灰条項とされているが、本文中に掲げた契約解除規定は白条項である。

(3) 無効審判を「何人も」請求できる期間を一定期間内に限定し、その後は「利害関係人」のみとする案が紛争処理小委員会で不採用となった理由については、『対世的な効力を有する特許権については権利行使可能な期限にわたって何人も有効性を争う利益があること』、『「何人も」請求できるとする期間を特定の期間に限ると不要不急の請求を招来する虞があること』等を考慮したものだとして説明されている（紛争処理小委員会報告書146頁）。

(4) 初めからその弁理士名で無効審判を請求すればよいからである（本文5-2参照）。

(5) 最高裁第二小法廷 H1. 2. 17 判決、昭和57（行ツ）46号は、処分の取消訴訟の原告適格について「法律上の利益を有する者」とは、『当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう』とし、『当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収消滅させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解

される場合には』、かかる利益も法律上保護された利益に当たるとする。

改正後の無効審判制度の趣旨は、現行の特許異議申立て制度と無効審判制度の『両制度に期待されている多元的なニーズを充足させる観点から、「潜在的なものも含めた当事者間の紛争の解決」と「特許庁自らによる行政処分の見直し」の双方の制度趣旨を持つ行政審判制度とすることが適切』とされている（紛争処理小委員会報告書104頁）。この趣旨からすると、改正後の無効審判制度は、利害関係のない審判請求人に対して、現行制度と異なる新たな「法律上の利益」を付与するものではないと思われる。なお、これと異なる見解もあると思われるが、詳細については機会を改めて論じたい。

(6) 侵害訴訟において、無効理由の存在が明らかである旨の主張をすることも考えられる。しかし、無効審判の請求棄却の審決が確定した後では、同一事実及び同一証拠でそのような主張をしても、認められる可能性は低いと思われる。

(7) 正確には、平成15年中に特許掲載公報が発行されても、平成16年1月1日以降は特許異議申立ができない。

(8) 現行の特許異議申立て制度について、特許庁は『迅速・的確な審理のために、電話やファクシミリにより、方式上の疑義の確認、技術説明の依頼、口頭による審尋、口頭審理の依頼をすることがあります…いわゆるダミーによる異議申立てでは、特許庁からの連絡に対応できませんのでご遠慮ください。』と述べており（平成11年7月付け協力依頼事項＝弁理士会を通じて会員に配布）、ダミーによる特許異議申立には若干否定的である。しかし、事件を熟知した弁理士による無効審判請求ならば、特許庁が述べている問題もクリアできると考えられる。

(9) 弁理士名による無効審判請求でも棄却の審決となれば、審決取消訴訟を提起できず、再度の無効審判も請求できない。但し、再度の無効審判については一事不再理の規定に抵触しなければ請求可能である。

一事不再理に関しては、同一の刊行物であっても、引用部分を異にし、立証されるべき技術内容を異にする以上、同一証拠ということはできない（東京高裁 S44. 6. 28 判決、昭和39（行ケ）161号）など、緩やかに解する判決もある。

また、棄却審決の確定前に同一の事実及び同一の証拠で再度なされた無効審判請求は、当該再度の審判請求後に上記棄却審決が確定したとしても不適法となるものではない（最高裁第一小法廷 H12. 1. 27 判決、平成7（行ツ）105号）から、確定前なら再度の無効審判請求も可能である。

(10) ここ数年の特許異議申立のうち、約55%が個人名による申立である。一方、利害関係が必要とされる無効審判では、個人名による請求は4%程度である（紛争処理小委員会報告書24頁）。個人名による無効審判請求の比率を考えると、個人名による特許異議申立のうち実際に利害関係を有する者による申立は僅かであり、ほとんどがダミーであると推測される。

（原稿受領 2003. 4. 24）